

くらしとじんけん

第16集

令和3年3月25日発行
山鹿市人権のまちづくり推進協議会

みんなで築こう「人権のまちづくり」

一人ひとりが、心やさしく、互いに助け合い、人権を大切にすることが当たり前の「人権のまちづくり」をめざしましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

STOP! コロナ差別

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染症に対する誤解や偏見、感染への恐れや不安などから、感染された方やそのご家族、職場の関係者や医療従事者等に対する誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が行われ問題となっています。山鹿市では、差別や偏見による人権侵害を防止しようとチラシ・ポスター（右に掲載のとおり）を作成し、全世帯及び関係機関等に配布しました。

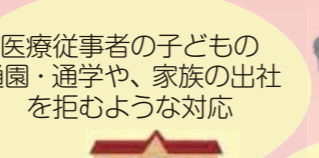
私たち一人ひとりが互いの立場に立ち、思いやりの心を持って、共に支え合いながら、市民一人一人となって、この難局を乗り越えていきましょう。

あなたはしていませんか？

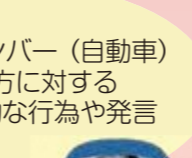
感染された方の名前や住所・勤務先等の個人情報を特定しSNSやインターネット上の書き込み



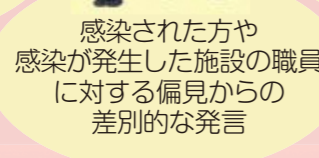
医療従事者の子どもの通園・通学や、家族の出社を拒むような対応



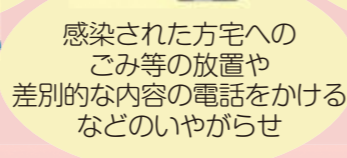
県外ナンバー（自動車）の方に対する差別的な行為や発言



感染された方や感染が発生した施設の職員に対する偏見からの差別的な発言



感染された方宅へのごみ等の放置や差別的な内容の電話をかけるなどのいやがらせ



心ない言動や誹謗中傷などは、人を傷つけるだけでなく、感染拡大にもつながる恐れがあります。

心ない言動や誹謗中傷は、人を傷つけるだけでなく、感染が疑われる人が、これらの誹謗中傷を恐れて病院を受診することをためらうかもしれません。もし、感染している人が受診をためらうことがあれば、それによって、知らぬうちに感染が拡大してしまうという大変な事態になってしまいます。

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があります。

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があります。誹謗中傷などの矛先が、「もし自分だったら」、「もし自分の家族だったら」と、自分や身近な人のことに置き換えて考え、正しい知識や情報に基づいた、思いやりのある行動を心がけてください。

感染拡大防止に、みんなが一緒になって取り組みましょう。

大切なことは、私たち一人ひとりが思いやりの心をもって、引き続き感染拡大防止に取り組むことです。感染拡大防止に、市民みんなと一緒に取り組みましょう。



人権に関する相談窓口

一人で悩まず、お気軽にご相談ください

熊本地方法務局 山鹿支局
☎ 0968-44-2411

みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)
☎ 0570-003-110

外国語人権相談ダイヤル
Foreign-language Human Rights Hotline (Navi Dial)
☎ 0570-090911 (10カ国語対応)

熊本県人権センター
☎ 096-384-5822

子どもの人権110番
☎ 0120-007-110 (通話料無料)

インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp>



新型コロナウイルス感染拡大に伴いDV被害等が増加しています

内閣府の調査によると令和2年度のDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談件数は昨年11月までの総数で13万件以上となり、**過去最多**となっています。※【参考】令和元年度 全国11万9276件（熊本県1822件）

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛が影響と考えられており、今後もその数は増加することが懸念されています。暴力は、被害者の人権を侵害するだけでなく、生命や心の健康をおびやかす絶対に許されない行為です。**いかなる状況にあっても、決して許されるものではありません。**

あなたは以下のような行為を配偶者やパートナーにされたり、してはいませんか？確認してみましょう。

- 平手でうつ、足で蹴る、髪を引っばる、熱湯をかける、物をなげつける、腕を強くつかむ 等
- 大声でどなる、無視をする、人の前でバカにする、SNSなどで誹謗中傷する、大事なものを壊す 等
- 避妊に協力しない、性行為・中絶を強要する、無理やりポルノビデオやポルノ雑誌を見せる 等
- 生活費を渡さない、デート費用をいつも払わせる、勝手に借金を作り返済を強制する 等
- 行動を厳しく監視する、メールをチェックする、実家や友人と付き合うのを制限する 等



これらの行為はDVの可能性がります。

配偶者やパートナーが「怖い」と感じているあなた

どのような暴力であったとしても暴力をふるうことは許されるものではありません。暴力によらないコミュニケーション方法があるはずです。

配偶者やパートナーに対して「イライラ」がたまっているあなた

配偶者やパートナーは「あなたのモノ」ではありません。あなたの恋人も大切にされるべきカラダとココロを持っている一人の尊厳のある人間です。「イライラ」したり「不安」なときは立ち止まって考えてみてください。

「DVなんて関係ない」と思っているあなた

「DVなんて自分には関係ない」と思っていないですか？相手のことを「怖い」と思っていたり相手との関係が「つらい」と感じていたらもしかするとDVかもしれません。

まずは「相談」してみませんか？

◆相談窓口◆

女性相談センター（福祉総合相談所内）

熊本市東区長嶺南2丁目3-3 熊本県福祉総合相談所内

●女性相談（離婚問題・家庭不和・ストーカー被害などに悩む女性からのご相談）
電話：096-381-4454

●DV相談（配偶者やパートナーからの暴力に悩む方からのご相談）
電話：096-381-7110

※DV被害を受けている男性からのご相談にも応じています。

DV相談+（プラス）

☎電話（24時間受付）0120-279(つなぐ)-889(はやく)

☒メール（24時間受付）ホームページからアクセス

チャット（受付12:00~22:00）ホームページからアクセス

DV相談+ 検索

※どこに相談したらいいかわからない場合は、山鹿市人権啓発課（0968-43-1199）へお問い合わせください。

山鹿市人権教育・啓発の取り組み

市民の皆さん一人ひとりが、各種研修会に積極的に参加し、自己の人権感覚を磨きましょう。

「みんなで築こう 人権の世紀」

オンライン開催

第16回やまが人権フェスティバル

山鹿市では、人権フェスティバルを例年12月の人権週間に合わせて山鹿市民交流センター（文化ホール）にて開催しており、毎回400名を超える方に参加いただいています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン（YouTube）にて動画を配信し、約600回ご視聴いただきました。

山鹿人権擁護委員（山鹿部会）の皆さんは、新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について、「やめよう みんなで！差別・誹謗中傷・嫌がらせ・いじめ・偏見・デマ」と題して、肥後にわか風の寸劇を披露されました。不安が蔓延している状況の中では、周りからの噂やデマに惑わされがちです。そのような時こそ、正確な情報に基づいて冷静に、思いやりを持って行動することの必要性を学ぶことができました。



また、差別をなくす取り組みを発信しようと結成された人権バンド「ゆう」さんは、同和問題（部落差別）をテーマに、「明日天気になあれ」と題して、人権を大切にすることの素晴らしさを唄と演奏にのせて伝えられました。



視聴された方からは、「現状を知る大切さを知り、もっとあらゆる差別を考えていかなければならないと思いました。」との感想をいただきました。

人権週間の取り組み

市民の人権意識の高揚を図ることを目的に、人権週間（毎年12月4日～10日）に併せて、人権作品の展示を実施しました。

市内の幼稚園・認定こども園・保育園及び小・中学校から出品された生活画やポスター、標語などの作品（計151点）を各市民センター・市民交流センターに展示しました。

また、応募いただいた作品をまとめた人権作品集「芽吹き」を作成し、市内学校・園へ配布しました。



山鹿市人権のまちづくり地域講演会

～こころ豊かに共に生きる～

すべての市民の基本的な人権が尊重され、差別のない人権共存社会を実現するためには、子どもから高齢者、障がい者、外国人を含め、すべての人々がそれぞれの地域の中で共に支えあい、助け合いながら暮らすことのできる人権のまちづくりが必要です。そのため、山鹿市では広く地域住民の方々を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権課題をテーマとした講演会を各地域で開催しています。今年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、以下のとおり開催しました。

期 日	場 所	テ ー マ	講 師
8月4日	鹿本地域 (鹿本市民センター)	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
9月24日	鹿北地域 (鹿北市民センター)	女性の権利	株式会社 adapt next. 代表 熊野 たまみさん
10月7日	鹿央地域 (鹿央多目的研修センター)	子どもの権利	NPO法人 くまもと子どもの権利テーブル 代表 砂川 真澄さん
11月5日	菊鹿地域 (菊鹿地区公民館)	性的指向・性自認 に関する権利	ダイバーシティWakuWaku 代表 蒲生 トーマス 逸司さん メンバー 曾方 晴希さん



人権同和問題モニター養成講座（ふれあい人権講座）

様々な人権・同和問題の解決を目指して、人権教育・啓発を進めるためには、地域のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。山鹿市では、その指導者（人権同和問題モニター）を養成するための講座（ふれあい人権講座）を昭和59年から実施しています。この講座では、人権に関わる基本的な知識を高めたり、自己を見つめ、自己変容を図るなど多くの学習を積むことができます。

今年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、7月から12月の人権フェスティバルまで（全6回）、様々な人権課題をテーマにした講座を以下のとおり開催しました。

【令和2年度の講座メニュー】

7月	講話 「これからの人権教育（啓発）と私たちの役割 ～同和問題！本当にほっとけばなくなるの？～」	山鹿市学校教育支援員 松尾 弘さん
8月	講話 「パワハラ防止策のポイント」	社会保険労務士 川内 恵里さん
9月	講話 「ネット社会をかしこく豊かに生きるために ～今、子どもたちに伝えたい七つの知恵～」	真和中学・高等学校 専任講師 戸田 俊文さん
10月	講話 「認知症を学び 支え合える まちづくりへ」	有限会社せせらぎ 代表取締役 高橋 恵子さん
11月	熊本県人権啓発Web講座	
12月	第16回やまが人権フェスティバル【オンライン開催】 寸劇、講演「テーマ：同和問題（部落差別）」	

『熊本県部落差別の解消の推進に関する条例』が制定されました

熊本県では、平成7年に「熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例」を定め、結婚や就職に際しての部落差別の発生を防止する取り組みが行われてきました。近年では、情報化の進展に伴い、部落差別を取り巻く状況も変化しています。平成28年には、国の「部落差別の解消の推進に関する法律」も制定されましたが、県内においても部落差別はなくなっておりません。

これらのことから、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、これまでの条例の全部を改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」（令和2年6月29日施行）が制定されました。

条例の主な改正点

- **部落差別の解消に向けた基本理念を新たに定めました（第2条）**
全ての県民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明記され、部落差別の解消に関する施策は、この理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを旨として行われなければならないとされました。
- **県の責務を明らかにし、具体的な施策を定めました（第3条～第5条）**
県は、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有すると定め、部落差別に関する相談体制の充実や、部落差別の解消の推進に必要な教育・啓発を行うことなど、具体的な施策が明記されました。
- **身元調査の規制を強化しました（第9条～第11条）**
結婚や就職に際しての身元調査の規制について、対象となる事業者が県外事業者まで拡大されました。

詳しくはインターネットで [熊本県 部落差別解消](#)

部落差別について正しく理解するとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。

部落差別のない社会の実現に向けて、
私たちみんなで取り組んでいきましょう！



『山鹿市人権教育・啓発基本計画』及び『山鹿市男女共同参画計画』の策定（見直し）について

山鹿市では、平成29年3月に策定した「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」及び「第2次山鹿市男女共同参画計画」の計画期間（平成29年度～令和3年度）の終了に伴い、これまでの計画推進の成果と課題を踏まえて、令和3年度末までに当該計画の見直しを行い、次期計画（令和4年度～）を策定します。

策定（見直し）にあたっては、市民の皆様の人権教育・啓発及び男女共同参画に関する意識を把握して次期計画の施策に役立てるために「市民意識調査（アンケート）」の実施（令和3年4月以降）を予定しています。

調査実施の際には、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

